

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>V-1-3 信用金庫又は信用協同組合が会員又は組合員の海外子会社への資金の貸付け等を行う場合のリスク管理等</p> <p>V-1-3-1 意義</p> <p>V-1-3-2 着眼点</p> <p>V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1)金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下V-1-4において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 ①～③ (略)</p>	<p>【本編】</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V-1-3 大口信用供与</p> <p><u>協同組織金融機関から法第13条第1項ただし書(同条第2項で準用する場合を含む。)の承認の申請があった場合においては、本監督指針のⅢ-4-4を準用する。この場合において、Ⅲ-4-4②のハの次に次のように加え、②中「イからハ」とあるのは「イからニ」と、「イ又はロ」とあるのは「イ、ロ又はニ」と読み替える。</u></p> <p><u>二. 日本銀行が事業者に対する資金繰り支援を目的として時限的な資金供給オペレーションを行っている場合において、中央機関が傘下の協同組織金融機関に資金を貸し付ける目的で当該オペレーションを利用するために協同組織金融機関が中央機関に提供する担保の額について、信用供与等限度額を超過する場合</u></p> <p>V-1-4 信用金庫又は信用協同組合が会員又は組合員の海外子会社への資金の貸付け等を行う場合のリスク管理等</p> <p>V-1-4-1 意義</p> <p>V-1-4-2 着眼点</p> <p>V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1)金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下V-1-5において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 ①～③ (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2)府令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V-1-4-1(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>V-1-4-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件</p> <p>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等(金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-4-7(2)④において同じ。)でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-1-4-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p>	<p>(2)府令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V-1-5-1(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>V-1-5-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件</p> <p>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等(金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-5-7(2)④において同じ。)でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-1-5-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-1-4-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法(平成 20 年 12 月施行)」という。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>	<p>V-1-5-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法(平成 20 年 12 月施行)」という。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>
<p>V-1-4-5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p> <p>府令第 93 条第 2 号ハの「中小規模事業者等」については、V-1-4-1(1)を参照すること。</p>	<p>V-1-5-5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p> <p>府令第 93 条第 2 号ハの「中小規模事業者等」については、V-1-5-1(1)を参照すること。</p>
<p>V-1-4-6 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p>	<p>V-1-5-6 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p>
<p>V-1-4-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p>	<p>V-1-5-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p>
<p>V-1-4-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p>	<p>V-1-5-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p>
<p>(1)経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 収益性の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 協同組織金融機能強化方針の始期(協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日(当該提出の日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日)とする。以下 V-1-4-8 において同じ。)の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標(協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したものうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ. において同じ。)の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>(1)経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 収益性の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 協同組織金融機能強化方針の始期(協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日(当該提出の日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日)とする。以下 V-1-5-8 において同じ。)の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標(協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したものうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ. において同じ。)の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>② (略)</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-1-4-9 震災特例金融機関等（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p>	<p>V-1-5-9 震災特例金融機関等（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p>
<p>V-1-4-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>	<p>V-1-5-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>
<p>V-1-4-11 特定震災特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p>	<p>V-1-5-11 特定震災特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p>
<p>V-1-4-12 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改善した旨の認定に関する留意事項</p>	<p>V-1-5-12 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改善した旨の認定に関する留意事項</p>
<p>V-1-4-13 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p>	<p>V-1-5-13 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p>
<p>V-1-4-14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p>	<p>V-1-5-14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p>
<p>(1) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置                  特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。                  ①・②（略）                  ③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の認定を受けた場合における監督上の措置                  特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、V-1-4-10(2)を参照すること。</p>	<p>(1) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置                  特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。                  ①・②（略）                  ③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の認定を受けた場合における監督上の措置                  特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、V-1-5-10(2)を参照すること。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																																						
<p>V-1-4-15 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p> <p>V-1-4-16 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>V-1-4-17 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>V-1-5 準用一覧表</p> <p style="text-align: right;">(別紙6)</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>(摘要:○印・・・銀行規定を準用、●印・・・協同組織で書き下ろし、×印・・・準用せず、(協)・・・協同組織固有の内容)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">準用状況</th> </tr> <tr> <th>信金</th> <th>信組</th> <th>労金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>III-4 銀行法等に係る事務処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (協) V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	準用状況			信金	信組	労金	III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点				III-4 銀行法等に係る事務処理				(協) V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●	<p>V-1-5-15 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p> <p>V-1-5-16 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>V-1-5-17 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>V-1-6 準用一覧表</p> <p style="text-align: right;">(別紙6)</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>(摘要:○印・・・銀行規定を準用、●印・・・協同組織で書き下ろし、×印・・・準用せず、(協)・・・協同組織固有の内容)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">準用状況</th> </tr> <tr> <th>信金</th> <th>信組</th> <th>労金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>III-4 銀行法等に係る事務処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (協) V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	準用状況			信金	信組	労金	III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点				III-4 銀行法等に係る事務処理				(協) V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
項 目		準用状況																																					
	信金	信組	労金																																				
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点																																							
III-4 銀行法等に係る事務処理																																							
(協) V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●																																				
項 目	準用状況																																						
	信金	信組	労金																																				
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点																																							
III-4 銀行法等に係る事務処理																																							
(協) V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●																																				